



島根県報

平成25年8月13日（火）

第2,520号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定の解除（2件）

（森 林 整 備 課） 2

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施

（消 防 総 務 課） 2

告 示

島根県告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町原田本谷970-25から970-27まで、970-32、970-33
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町原田本谷970-39から970-41まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
道路用地とするため

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成25年度第2回及び第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成25年 8 月13日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良 一

- 1 試験の種類
甲種危険物取扱者試験
乙種危険物取扱者試験
丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試 験 場 所
第 2 回	平成25年11月10日（日）	出雲市、浜田市、隠岐の島町

第3回

平成25年11月17日(日)

松江市、大田市、益田市

3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分(9時30分までに集合すること。)

午後の試験 13時30分(13時00分までに集合すること。)

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請(願書による受験申請)と電子申請(インターネットによる受験申請)の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部(願書を持参又は郵送のこと。)

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成25年9月17日(火)から10月1日(火)まで(郵送の場合は、10月1日の消印有効)

イ 電子申請の場合

平成25年9月14日(土)午前9時から同月28日(土)午後5時まで(受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター(事務所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000(有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)